

静岡県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、令和5年4月4日から2週間静岡県交通基盤部道路局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

静岡県知事 川勝平太

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
419	愛鷹インター線	沼津市東椎路 沼津市東椎路	